



鳥取労働局発表
平成24年11月14日

職業安定部職業対策課
課長 福田 正志
障害者雇用担当官
有澤 秀夫
電話 0857-29-1708

鳥取県における平成24年「障害者の雇用状況」集計結果

(平成24年6月1日現在の障害者の雇用状況について)

鳥取労働局(局長 ^{やざわ よしむね} 矢澤 由宗)は、平成24年6月1日現在における身体障害者、知的障害者及び精神障害者(以下「障害者」という。)の雇用状況を取りまとめました。

障害者の雇用状況については、「障害者の雇用の促進等に関する法律(以下「障害者雇用促進法」という。)」により1人以上の身体障害者又は知的障害者を雇用することを義務付けられている事業主が、毎年6月1日現在の状況を国に報告することとされています。

なお、法定雇用率は平成25年4月1日に改定することとしています(民間企業の場合は1.8%→2.0%)。

【平成24年の結果等におけるポイント】

1 民間企業(56人以上規模)における状況について

- ① 障害者の実雇用率は、1.80%であり、2年ぶりに法定雇用率に達した。
 - ② 法定雇用率達成企業割合は56.6%で、引き続き全国平均(46.8%)を大幅に上回っている。
- ※ 算定対象となる常用労働者は前年に比べ510.5人減少、障害者数は同じく1人減少している。

2 地方公共団体における状況について

- ① 県の機関では知事部局を含む3機関全てで、法定雇用率(2.1%)を達成した。
- ② 県教育委員会の実雇用率は1.67%で、法定雇用率(2.0%)を下回る状況が続いている。
- ③ 市町村の機関(26機関)では、5機関が法定雇用率(2.1%)を下回っていた。

3 今後の対応について

- ① 公的機関は、民間企業に率先垂範して障害者雇用を推進すべき立場にあるため、未達成機関の長に対し、労働局幹部が指導を行う。
- ② 民間企業に対しては、ハローワーク幹部等による個別指導を継続して実施するほか、鳥取県、鳥取障害者職業センター、鳥取高齢・障害者雇用支援センター等と連携したチーム支援等による援助、指導を積極的に実施する。

1 民間企業における雇用状況

○雇用されている障害者の数、実雇用率

①一般の民間企業（56人以上規模の企業：1.8%の法定雇用率）における障害者雇用数は、984.5人（実人数824人）で、1.0人減少した（実人数は35人増加した）。

このうち身体障害者は667.5人（実人数502人）、知的障害者は254.0人（実人数250人）、精神障害者は63.0人（実人数72人）であった。

②平成23年6月2日から本年6月1日までの1年間の新規雇用者数は114.5人（実人数109人）で、前年より実人数で48人増加した。

③実雇用率は、1.80%であり、2年ぶりに法定雇用率を達成した。

④法定雇用率達成企業（205企業）の割合は56.6%で、前年（56.4%）を0.2ポイント上回った。

⑤法定雇用率未達成企業（157企業）のうち0人雇用企業が101企業（64.3%）、1人不足（0.5人を含む）が108企業（68.8%）、0人雇用かつ1人不足企業が82企業（52.2%）であった。

【総括表、1(1)概況】

○産業別の状況

①産業別の障害者雇用数は、前年より、生活関連サービス業、娯楽業において75.0人、医療・福祉で60人増加したが、製造業で32人、宿泊業・飲食サービス業で25.5人減少した。他の業種では、僅かな増減又は横ばいとなった。

②実雇用率は、生活関連サービス業・娯楽業で5.93ポイント、医療・福祉で0.24ポイント、複合サービス事業で0.32ポイント上昇。教育・学習支援業で9.61ポイント、宿泊業・飲食サービス業で0.65ポイント低下しており、他の業種は僅かな増減又は横ばいとなった。

③法定雇用率達成企業の割合は、農、林、漁業と不動産業、物品賃貸業が100%で、生活関連サービス業、娯楽業は66.6%と22.2ポイント、医療・福祉63.0%と5ポイント上昇となったほか、複合サービス事業は57.1%と14.2ポイントで上昇したものの、他の業種では同水準又は低下しており、宿泊業・飲食サービス業では15.2ポイント低下した。

【1(2)産業別の雇用状況】

○企業規模別の状況

①企業規模別に見ると、56～100人未満規模企業で5.5人、1,000人以上規模企業では42.5人の減少となったが、100～300人未満規模企業で3.5人、300～500人未満規模企業で31.5人、500～1000人未満規模企業で12.0人増加した。

②実雇用率は、56～100人未満規模企業で0.03ポイント、100～300人未満規模企業で0.01ポイント、300～500人未満規模企業で0.14ポイント、500～1000人未満規模企業で0.13ポイント、それぞれ上昇したが、1,000人以上規模企業で0.65ポイント減少した。

③法定雇用率達成企業の割合は、1,000人以上規模企業が前年に続き100%となり、56～100人未満企業で0.3ポイント、500～1000人規模企業で2.3ポイント上昇したが、100～300人未満企業で0.1ポイント、300～500人未満企業で1.9ポイント低下した。

【1(3)企業規模別の雇用状況】

○独立行政法人等の状況

①独立行政法人等（48人以上規模の法人：2.1%の法定雇用率）における実雇用率は、1.28ポイントと上昇し、2.53%となり法定雇用率を達成した。

【総括表】

2 地方公共団体における在職状況

○県の機関における在職状況

①県の機関（職員数48人以上：2.1%の法定雇用率）の実雇用率は2.29%で、対前年比0.1ポイント上昇した。

- ② 3 機関全ての機関で法定雇用率を達成した。

【総括表、2(1)県の機関・2(3)各機関の状況】

○県の教育委員会における在職状況

- ① 県の教育委員会（職員数 50 人以上：2.0 %の法定雇用率）の実雇用率は、1.67 %で、対前年比で 0.04 ポイント上昇した。

【総括表、2(3)各機関の状況】

○市町村の機関における在職状況

- ① 市町村の機関（職員数 48 人以上：2.1 %の法定雇用率）の実雇用率は、2.19 %で、対前年比で 0.06 ポイント上昇した。
- ② 26 機関中 5 機関が法定雇用率未達成であった。

【総括表、2(2)市町村の機関・2(3)各機関の状況】

◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者又は知的障害者である（なお、精神障害者は雇用義務の対象ではないが、精神障害者保健福祉手帳保持者を雇用している場合は雇用率に算定することができる）。

- | | | | | |
|---------------|-------|---|-------------------------------------|-------|
| ○ 民間企業 | …………… | 〔 | 一般の民間企業 …………… | 1. 8% |
| | | | (56人以上規模の企業) | |
| | | | 特殊法人等 …………… | 2. 1% |
| | | | 〔 | 〕 |
| | | | 労働者数48人以上規模の特殊法人、
独立行政法人、国立大学法人等 | |
| ○ 国、地方公共団体 | …………… | | | 2. 1% |
| | | | (48人以上規模の機関) | |
| ○ 都道府県等の教育委員会 | …………… | | | 2. 0% |
| | | | (50人以上規模の機関) | |

(カッコ内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。)

【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者及び知的障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者及び知的障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

※ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。

※ 法定雇用率については、平成25年4月1日に改定することとしており、それぞれ、一般の民間企業：1.8%→2.0%、特殊法人等、国、地方公共団体：2.1%→2.3%、都道府県等の教育委員会：2.0%→2.2%となる。

平成24年6月1日現在における障害者の雇用状況

1 民間企業における障害者雇用状況(法定雇用率1.8%)

区分	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	②障害者の数	③実雇用率	④法定雇用率達成企業の数	⑤達成割合
鳥取県	54,810.0 人 (55,320.5 人)	984.5 人 (985.5 人)	1.80 % (1.78 %)	205 / 362 (204 / 362)	56.6 % (56.4 %)
全国	22,577,527.0 人 (22,260,915.5 人)	382,363.5 人 (366,199.0 人)	1.69 % (1.65 %)	35,694 / 76,308 (34,102 / 75,313)	46.8 % (45.3 %)

2 地方公共団体における在職状況

(1)都道府県の機関(法定雇用率2.1%)

区分	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	②障害者の数	③実雇用率	④法定雇用率達成機関の数	⑤達成割合
鳥取県	4,059.0 人 (4,210.5 人)	93.0 人 (92.0 人)	2.29 % (2.19 %)	3 / 3 (2 / 3)	100.0 % (66.7 %)
全国	323,879.0 人 (326,662.0 人)	7,882.0 人 (7,805.0 人)	2.43 % (2.39 %)	144 / 155 (142 / 157)	92.9 % (90.4 %)

(2)市町村の機関(法定雇用率2.1%)

区分	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	②障害者の数	③実雇用率	④法定雇用率達成機関の数	⑤達成割合
鳥取県	6,127.0 人 (6,143.0 人)	134.0 人 (131.0 人)	2.19 % (2.13 %)	21 / 26 (22 / 26)	80.8 % (84.6 %)
全国	1,052,790.5 人 (1,049,375.5 人)	23,730.5 人 (23,363.0 人)	2.25 % (2.23 %)	1,998 / 2,312 (1,970 / 2,353)	86.4 % (83.7 %)

(3)法定雇用率2.0%が適用される教育委員会(法定雇用率2.0%)

区分	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	②障害者の数	③実雇用率	④法定雇用率達成機関の数	⑤達成割合
鳥取県	4,375.5 人 (4,742.5 人)	73.0 人 (77.5 人)	1.67 % (1.63 %)	0 / 1 (0 / 1)	0.0 % (0.0 %)
全国	673,631.0 人 (686,659.5 人)	12,677.5 人 (12,154.0 人)	1.88 % (1.77 %)	85 / 121 (94 / 139)	70.2 % (67.6 %)

3 独立行政法人等における雇用状況(法定雇用率2.1%)

区分	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	②障害者の数	③実雇用率	④法定雇用率達成法人の数	⑤達成割合
鳥取県	2,058.0 人 (1,921.5 人)	52.0 人 (24.0 人)	2.53 % (1.25 %)	2 / 2 (0 / 1)	100.0 % (0.0 %)
全国	359,343.5 人 (347,228.0 人)	7,647.0 人 (7,231.0 人)	2.13 % (2.08 %)	225 / 305 (201 / 288)	74.4 % (69.8 %)

- 注 1 1及び3の各表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。
- 2 2の各表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 3 各表の②欄の「障害者の数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計であり、短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
- 4 法定雇用率2.0%が適用される機関とは、都道府県の教育委員会及び一定の市町村の教育委員会である。
- 5 ()内は、平成23年6月1日現在の数値である。
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算入されることとなった。
- 6 「独立行政法人等」とは、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令別表第2の第1号から第8号までの法人を指す。

1 民間企業における雇用状況(法定雇用率1.8%)

(1) 概況

① 概況

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成企業の数	⑥ 法定雇用率達成企業の割合
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者	E. 計 A×2+B+C+D×0.5	F. うち新規雇用分			
鳥取県	企業 362 (362)	人 54,810.0 (55,320.5)	人 213 (235)	人 18 (14)	人 488 (463)	人 105 (77)	人 984.5 (985.5)	人 114.5 (69.5)	% 1.80 (1.78)	企業 205 (204)	% 56.6 (56.4)
全 国	76,308 (75,313)	22,577,527.0 (22,260,915.5)	95,164 (92,325)	9,806 (8,656)	170,977 (164,200)	22,505 (17,386)	382,363.5 (366,199.0)	34,637.0 (31,644.5)	1.69 (1.65)	35,694 (34,102)	46.8 (45.3)

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数	②身体障害者の数						③知的障害者の数						④精神障害者の数			
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	e. 計 c+d×0.5	f. うち新規雇用分
鳥取県	人 984.5 (985.5)	人 184 (203)	人 15 (13)	人 266 (274)	人 37 (25)	人 667.5 (705.5)	人 59.5 (38.5)	人 29 (32)	人 3 (1)	人 168 (155)	人 50 (39)	人 254.0 (239.5)	人 34.5 (23.5)	人 54 (34)	人 18 (13)	人 63.0 (40.5)	人 20.5 (7.5)
全 国	382,363.5 (366,199.0)	81,393 (79,374)	7,117 (6,406)	116,364 (115,318)	9,493 (7,912)	291,013.5 (284,428.0)	21,923.5 (20,333.0)	13,771 (12,951)	2,689 (2,250)	40,792 (37,844)	7,440 (5,502)	74,743.0 (68,747.0)	8,554.5 (8,099.0)	13,821 (11,038)	5,572 (3,972)	16,607.0 (13,024.0)	4,159.0 (3,190.5)

注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。

- ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者」については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。
- F欄の「うち新規雇用分」は、平成23年6月2日から平成24年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- ()内は平成23年6月1日現在の数値である。
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

注1 ①欄の「障害者の数」とは②③④のe欄の計である。

- ②③a欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、e欄の計を算出するに当たりダブルカウントとしている。
- ④d欄の重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、e欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- ②③のa.c欄及び④のc欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、②③のb欄及び④のd欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。
- ②③④f欄の「うち新規雇用分」は、平成23年6月2日から平成24年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- ()内は平成23年6月1日現在の数値である。
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

(2) 産業別の雇用状況

① 概況

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	③ 障害者の数				E. 計 A×2+B+C+D ×0.5	F. うち新規雇用分	④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成企業の数	⑥ 法定雇用率達成企業の割合
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者					
産業計	企業 362 (362)	人 54,810.0 (55,320.5)	人 213 (235)	人 18 (14)	人 488 (463)	人 105.0 (77.0)	人 984.5 (985.5)	人 114.5 (69.5)	% 1.80 (1.78)	企業 205 (204)	% 56.6 (56.4)
農、林、漁業	企業 3 (2)	人 212.0 (152.0)	人 1 (1)	人 0 (0)	人 3 (2)	人 0.0 (0.0)	人 5.0 (4.0)	人 0.0 (0.0)	% 2.36 (2.63)	企業 3 (2)	% 100.0 (100.0)
鉱業、採石業、 砂利採取業	0 (0)	0.0 (0.0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	- (-)	- (-)	- (-)
建設業	11 (9)	1,084.0 (943.0)	2 (3)	1 (0)	10 (9)	0.0 (0.0)	15.0 (15.0)	0.0 (0.0)	1.38 (1.59)	8 (6)	72.7 (66.7)
製造業	98 (99)	14,092.5 (15,415.0)	64 (82)	2 (2)	116 (114)	7.0 (3.0)	249.5 (281.5)	25.0 (23.0)	1.77 (1.83)	62 (64)	63.3 (64.6)
電気・ガス・熱 供給・水道業	2 (2)	117.0 (120.0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	- (-)	0 (0)	0.0 (0.0)
情報通信業	7 (7)	1,090.5 (1,086.5)	3 (4)	0 (0)	2 (2)	0.0 (0.0)	8.0 (10.0)	0.0 (0.0)	0.73 (0.92)	2 (3)	28.6 (42.9)
運輸業、郵便業	11 (12)	1,544.5 (1,628.5)	5 (6)	0 (0)	17 (14)	0.0 (0.0)	27.0 (26.0)	2.0 (3.0)	1.75 (1.60)	6 (7)	54.5 (58.3)
卸売業、小売業	79 (80)	11,478.0 (11,445.5)	26 (30)	4 (1)	75 (80)	19.0 (13.0)	140.5 (147.5)	12.0 (7.5)	1.22 (1.29)	35 (38)	44.3 (47.5)
金融業、保険業	8 (8)	2,020.0 (2,030.5)	3 (5)	0 (0)	22 (23)	0.0 (0.0)	28.0 (33.0)	2.0 (1.0)	1.39 (1.63)	4 (4)	50.0 (50.0)
不動産業、 物品賃貸業	2 (2)	118.0 (117.5)	0 (0)	0 (0)	3 (2)	0.0 (0.0)	3.0 (2.0)	1.0 (1.0)	2.54 (1.70)	2 (2)	100.0 (100.0)
学術研究、専 門・技術サービ ス業	4 (5)	370.5 (460.0)	2 (2)	0 (0)	2 (2)	0.0 (0.0)	6.0 (6.0)	0.0 (0.0)	1.62 (1.30)	3 (3)	75.0 (60.0)
宿泊業、飲食 サービス業	14 (16)	1,362.5 (2,139.5)	2 (11)	4 (1)	7 (18)	11.0 (10.0)	20.5 (46.0)	4.5 (2.0)	1.50 (2.15)	4 (7)	28.6 (43.8)
生活関連サー ビス業、娯楽業	9 (9)	1,204.0 (995.0)	18 (4)	0 (0)	54 (6)	4.0 (6.0)	92.0 (17.0)	3.0 (0.5)	7.64 (1.71)	6 (4)	66.7 (44.4)
教育、学習支援業	7 (9)	610.5 (752.5)	2 (17)	0 (0)	3 (47)	0.0 (0.0)	7.0 (81.0)	0.0 (0.0)	1.15 (10.76)	3 (4)	42.9 (44.4)
医療、福祉	73 (69)	13,757.5 (12,245.0)	64 (51)	5 (8)	123 (92)	52.0 (40.0)	282.0 (222.0)	50.5 (27.5)	2.05 (1.81)	46 (40)	63.0 (58.0)
複合サービス事業	7 (7)	2,609.5 (2,623.0)	10 (7)	0 (0)	20 (21)	9.0 (3.0)	44.5 (36.5)	3.5 (2.0)	1.71 (1.39)	4 (3)	57.1 (42.9)
サービス業	27 (25)	3,139.0 (3,105.0)	11 (12)	2 (2)	31 (31)	3.0 (2.0)	56.5 (58.0)	11.0 (2.0)	1.80 (1.87)	17 (17)	63.0 (68.0)

注 1 (1)①の表と同じ

※ 産業計はその他分類不能の産業を含む。

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数	②身体障害者の数						③知的障害者の数						④精神障害者の数			
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	e. 計 c+d×0.5	f. うち新規雇用分
産業計	984.5 (985.5)	184 (203)	15 (13)	266 (274)	37 (25)	667.5 (705.5)	59.5 (38.5)	29 (32)	3 (1)	168 (155)	50 (39)	254.0 (239.5)	34.5 (23.5)	54 (34)	18 (13)	63.0 (40.5)	20.5 (7.5)
農、林、漁業	5.0 (4.0)	1 (1)	0 (0)	2 (1)	0 (0)	4.0 (3.0)		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)		1 (1)	0 (0)	1.0 (1.0)	
鉱業、採石業、砂利採取業	0.0 (0.0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)		0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	
建設業	15.0 (15.0)	2 (3)	1 (0)	9 (8)	0 (0)	14.0 (14.0)		0 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	1.0 (1.0)		0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	
製造業	249.5 (281.5)	60 (78)	2 (2)	70 (76)	1 (2)	192.5 (235.0)		4 (4)	0 (0)	35 (33)	5 (0)	45.5 (41.0)		11 (5)	1 (1)	11.5 (5.5)	
電気・ガス・熱供給・水道業	0.0 (0.0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)		0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	
情報通信業	8.0 (10.0)	3 (4)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	7.0 (9.0)		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)		1 (1)	0 (0)	1.0 (1.0)	
運輸業、郵便業	27.0 (26.0)	5 (6)	0 (0)	16 (13)	0 (0)	26.0 (25.0)		0 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	1.0 (1.0)		0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	
卸売業、小売業	140.5 (147.5)	24 (27)	4 (1)	45 (49)	9 (5)	101.5 (106.5)		2 (3)	0 (0)	23 (23)	8 (6)	31.0 (32.0)		7 (8)	2 (2)	8.0 (9.0)	
金融業、保険業	28.0 (33.0)	3 (5)	0 (0)	21 (22)	0 (0)	27.0 (32.0)		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)		1 (1)	0 (0)	1.0 (1.0)	
不動産業、物品賃貸業	3.0 (2.0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	1.0 (1.0)		0 (0)	0 (0)	2 (1)	0 (0)	2.0 (1.0)		0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	
学術研究、専門・技術サービス業	6.0 (6.0)	2 (2)	0 (0)	2 (2)	0 (0)	6.0 (6.0)		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)		0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	
宿泊業、飲食サービス業	20.5 (46.0)	1 (6)	2 (1)	1 (8)	3 (4)	6.5 (23.0)		1 (5)	2 (0)	5 (10)	7 (6)	12.5 (23.0)		1 (0)	1 (0)	1.5 (0.0)	
生活関連サービス業、娯楽業	92.0 (17.0)	5 (4)	0 (0)	6 (2)	2 (2)	17.0 (11.0)		13 (0)	0 (0)	46 (4)	2 (4)	73.0 (6.0)		2 (0)	0 (0)	2.0 (0.0)	
教育・学習支援業	7.0 (81.0)	2 (4)	0 (0)	3 (4)	0 (0)	7.0 (12.0)		0 (13)	0 (0)	0 (43)	0 (0)	0.0 (69.0)		0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	
医療、福祉	282.0 (222.0)	59 (46)	5 (8)	58 (54)	16 (12)	189.0 (160.0)		5 (5)	0 (0)	43 (28)	26 (21)	66.0 (48.5)		22 (10)	10 (7)	27.0 (13.5)	
複合サービス事業	44.5 (36.5)	7 (7)	0 (0)	14 (16)	6 (0)	31.0 (30.0)		3 (0)	0 (0)	1 (3)	1 (1)	7.5 (3.5)		5 (2)	2 (2)	6.0 (3.0)	
サービス業	56.5 (58.0)	10 (10)	1 (1)	17 (17)	0 (0)	38.0 (38.0)		1 (2)	1 (1)	11 (8)	1 (1)	14.5 (13.5)		3 (6)	2 (1)	4.0 (6.5)	

注 1 (1)②の表と同じ

(3) 企業規模別の雇用状況

① 概況

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成企業の数	⑥ 法定雇用率達成企業の割合
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者	E. 計 A×2+B+C+D×0.5	F. うち新規雇用分			
規模計	企業 362 (362)	人 54,810.0 (55,320.5)	人 213 (235)	人 18 (14)	人 488 (463)	人 105.0 (77.0)	人 984.5 (985.5)	人 114.5 (69.5)	% 1.80 (1.78)	企業 205 (204)	% 56.6 (56.4)
56～ 100人未満	企業 178 (181)	人 13,175.5 (13,573.5)	人 65 (71)	人 2 (4)	人 162 (154)	人 18.0 (17.0)	人 303.0 (308.5)	人 25.0 (25.0)	% 2.30 (2.27)	企業 101 (102)	% 56.7 (56.4)
100～ 300人未満	150 (148)	23,229.0 (23,111.0)	68 (77)	11 (6)	172 (160)	40.0 (31.0)	339.0 (335.5)	50.0 (25.0)	1.46 (1.45)	84 (83)	56.0 (56.1)
300～ 500人未満	16 (13)	5,675.0 (4,509.5)	29 (21)	2 (1)	58 (47)	12.0 (5.0)	124.0 (92.5)	13.5 (6.5)	2.19 (2.05)	12 (10)	75.0 (76.9)
500～ 1,000人未満	17 (18)	11,136.0 (11,330.0)	44 (42)	3 (3)	84 (80)	23.0 (15.0)	186.5 (174.5)	25.0 (13.0)	1.67 (1.54)	7 (7)	41.2 (38.9)
1,000以上	1 (2)	1,594.5 (2,796.5)	7 (24)	0 (0)	12 (22)	12.0 (9.0)	32.0 (74.5)	1.0 (0.0)	2.01 (2.66)	1 (2)	100.0 (100.0)

注 1(1)①の表と同じ

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数	② 身体障害者の数					③ 知的障害者の数					④ 精神障害者の数					
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	e. 計 c+d×0.5	f. うち新規雇用分
規模計	984.5 (985.5)	184 (203)	15 (13)	266 (274)	37 (25)	667.5 (705.5)	59.5 (38.5)	29 (32)	3 (1)	168 (155)	50 (39)	254.0 (239.5)	34.5 (23.5)	54 (34)	18 (13)	63.0 (40.5)	20.5 (7.5)
56～ 100人未満	303.0 (308.5)	47 (49)	2 (3)	66 (64)	4 (4)	164.0 (167.0)	18 (22)	0 (1)	78 (79)	9 (9)	118.5 (128.5)	18 (11)	5 (4)	20.5 (13.0)			
100～ 300人未満	339.0 (335.5)	64 (70)	8 (6)	99 (106)	16 (14)	243.0 (259.0)	4 (7)	3 (0)	54 (43)	19 (13)	74.5 (63.5)	19 (11)	5 (4)	21.5 (13.0)			
300～ 500人未満	124.0 (92.5)	26 (19)	2 (1)	31 (26)	5 (2)	87.5 (66.0)	3 (2)	0 (0)	19 (14)	6 (3)	28.0 (19.5)	8 (7)	1 (0)	8.5 (7.0)			
500～ 1,000人未満	186.5 (174.5)	40 (41)	3 (3)	63 (64)	11 (5)	151.5 (151.5)	4 (1)	0 (0)	13 (13)	6 (6)	24.0 (18.0)	8 (3)	6 (4)	11.0 (5.0)			
1,000以上	32.0 (74.5)	7 (24)	0 (0)	7 (14)	1 (0)	21.5 (62.0)	0 (0)	0 (0)	4 (6)	10 (8)	9.0 (10.0)	1 (2)	1 (1)	1.5 (2.5)			

注 1(1)②表と同じ

2 地方公共団体等における在職状況

(1) 県の機関（法定雇用率2.1%）

① 概況

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成機関の数	⑥ 法定雇用率達成機関の割合
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間勤務職員	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員	E. 計 A×2+B+C+D×0.5	F. うち新規雇用分			
鳥取県	機関 3 (3)	人 4,059.0 (4,210.5)	人 32 (31)	人 4 (2)	人 18 (21)	人 14 (14)	人 93.0 (92.0)	人 7.5 (12.0)	% 2.29 (2.19)	機関 3 (2)	% 100.0 (66.7)
全国	155 (157)	323,879.0 (326,662.0)	2,008 (1,970)	154 (131)	3,519 (3,585)	386 (298)	7,882.0 (7,805.0)	287.0 (275.5)	2.43 (2.39)	144 (142)	92.9 (90.4)

② 障害種別在職状況

区分	① 障害者の数	② 身体障害者の数						③ 知的障害者の数						④ 精神障害者の数			
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間勤務職員	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間勤務職員	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間勤務職員	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間勤務職員	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間勤務職員	e. 計 c+d×0.5	f. うち新規雇用分
鳥取県	93.0 (92.0)	32 (31)	4 (2)	17 (20)	4 (3)	87.0 (85.5)	6.5 (3.0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	10.0 (11.0)	6.0 (6.5)	1.0 (9.0)	0 (0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)
全国	7,882.0 (7,805.0)	2,005 (1,967)	154 (131)	3,403 (3,477)	292 (238)	7,713.0 (7,661.0)	253.0 (244.0)	3 (3)	0 (0)	25 (21)	70.0 (48)	66.0 (51.0)	24.0 (25.0)	91 (87)	24.0 (12.0)	103.0 (93.0)	10.0 (6.5)

[2(1)①表の注]

- 注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 2 ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間障害者」については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- 3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員である。B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員である。
- 4 F欄の「うち新規雇用分」は平成23年6月2日から平成24年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 5 ()内は平成23年6月1日現在の数値である。
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

[2(1)②表の注]

- 注1 ①欄の「障害者の数」とは②③④のe欄の計である。
- 2 ②③a欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、e欄の計を算出するに当たりダブルカウントとしている。
- 3 ④d欄の重度以外身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間職員については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、e欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- 4 ②③のa欄及び④のc欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員であり、②③のb、d欄及び④のd欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員である。
- 5 ②③④f欄の「うち新規雇用分」は平成23年6月2日から平成24年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 6 ()内は平成23年6月1日現在の数値である。
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

(2) 市町村の機関（法定雇用率2.1%）

① 概況

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成機関の数	⑥ 法定雇用率達成機関の割合
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間勤務職員	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員	E. 計 A×2+B+C+D×0.5	F. うち新規雇用分			
鳥取県	機関 26 (26)	人 6,127.0 (6,143.0)	人 26 (24)	人 5 (5)	人 72 (73)	人 10 (10)	人 134.0 (131.0)	人 7.5 (8.0)	% 2.19 (2.13)	機関 21 (22)	% 80.8 (84.6)
全 国	2,312 (2,353)	1,052,790.5 (1,049,364.5)	6,037 (5,959)	362 (353)	10,938 (10,781)	713 (622)	23,730.5 (23,363.0)	1,344.5 (1,226.5)	2.25 (2.23)	1,998 (1,969)	86.4 (83.7)

注 2(1)①の表と同じ

② 障害種別在職状況

区分	① 障害者の数	② 身体障害者の数						③ 知的障害者の数						④ 精神障害者の数			
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間勤務職員	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間勤務職員	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間勤務職員	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間勤務職員	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間勤務職員	e. 計 c+d×0.5	f. うち新規雇用分
鳥取県	134.0 (131.0)	26 (24)	5 (5)	66 (69)	7 (7)	126.5 (125.5)	6.0 (4.0)	0 (0)	0 (0)	2 (2)	1 (1)	2.5 (2.5)	0.5 (2.0)	4 (2)	2.0 (2.0)	5.0 (3.0)	1.0 (2.0)
全 国	23,730.5 (23,363.0)	6,006 (5,925)	345 (334)	9,956 (9,943)	540 (497)	22,583.0 (22,375.5)	1,171.0 (1,102.0)	31 (34)	17 (19)	369 (340)	95 (70)	495.5 (462.0)	95.5 (81.5)	613 (498)	78.0 (55.0)	652.0 (525.5)	78.0 (43.0)

注 2(1)②の表と同じ

(3) 地方公共団体の各機関の状況

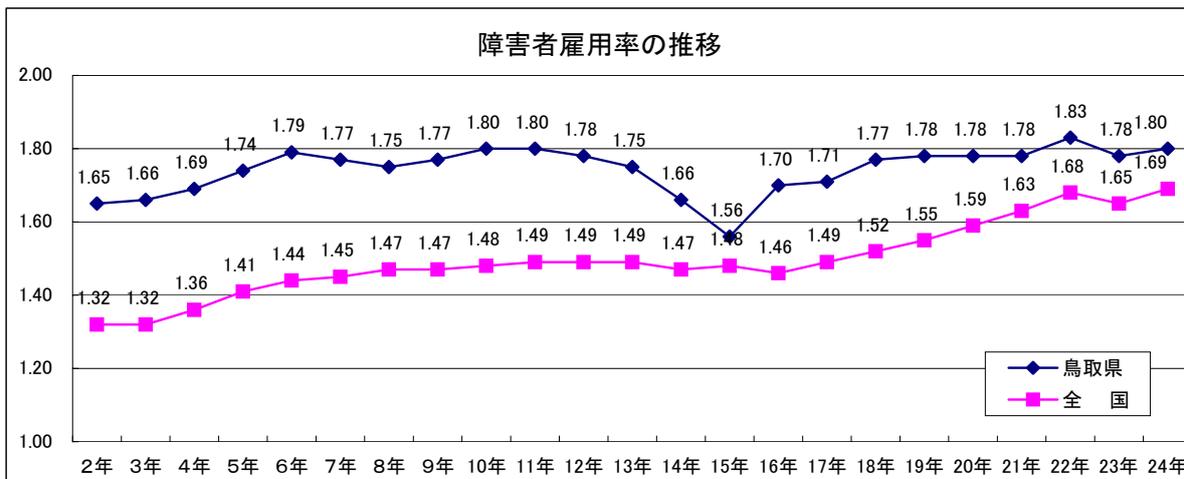
機 関 名	① 法定雇用障害者の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備 考
	人	人	%	人	
鳥取県知事部局	3,220.5	73.0	2.27	0.0	特例認定あり(注4①)
鳥取県病院局	542.5	14.0	2.58	0.0	
鳥取県警察本部	296.0	6.0	2.03	0.0	
鳥取県教育委員会	4,375.5	73.0	1.67	14.0	
鳥 取 市	1,674.0	38.0	2.27	0.0	特例認定あり(注4④)
米 子 市	936.5	19.5	2.08	0.0	特例認定あり(注4②)
倉 吉 市	389.0	7.5	1.93	0.5	
境 港 市	254.5	5.0	1.96	0.0	
岩 美 町	212.0	3.0	1.42	1.0	特例認定あり(注4③)
若 桜 町	68.0	1.0	1.47	0.0	
智 頭 町	121.0	7.0	5.79	0.0	
八 頭 町	244.5	5.0	2.04	0.0	
三 朝 町	80.0	3.0	3.75	0.0	
北 栄 町	167.0	4.0	2.40	0.0	
湯梨浜町	177.0	4.0	2.26	0.0	
琴 浦 町	144.0	4.0	2.78	0.0	
大 山 町	225.0	3.0	1.33	1.0	
南 部 町	98.0	2.0	2.04	0.0	
伯 耆 町	141.0	3.0	2.13	0.0	
日 南 町	90.0	3.0	3.33	0.0	
日 野 町	64.0	1.0	1.56	0.0	
江 府 町	55.0	3.0	5.45	0.0	
倉吉市教育委員会	68.0	1.0	1.47	0.0	
鳥取市水道局	87.0	1.0	1.15	0.0	
米子市水道局	116.0	4.0	3.45	0.0	
鳥取市立病院	225.0	3.0	1.33	1.0	
国民健康保険智頭病院	120.5	2.0	1.66	0.0	
南部町国民健康保険西伯病院	157.5	2.0	1.27	1.0	
日南町国民健康保険日南病院	56.0	1.0	1.79	0.0	
日野病院組合	156.5	4.0	2.56	0.0	

- 注1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
- 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。
- 4 注4の機関は、特例認定を受けている。
特例認定とは、地方公共団体の機関(A)及び当該A機関と人的関係が緊密である等の機関(B)の申請に基づき、都道府県労働局長の認定を受けた場合に、当該B機関に勤務する職員を当該A機関に勤務する職員とみなすものである。
- ①鳥取県知事部局は、平成17年2月8日付で、鳥取県企業局と特例認定を受けている。
②米子市は、平成15年2月26日付で、米子市教育委員会と特例認定を受けている。
③岩美町は、平成18年2月23日付で、岩美町国民健康保険岩美病院と特例認定を受けている。
④鳥取市は、平成23年3月11日付で、鳥取市教育委員会と特例認定を受けている。

一般の民間企業における障害者雇用状況の推移

各年6月1日現在

年	鳥 取 県						全 国	
	企業数	法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	障害者数	実雇用率	法定雇用率達成企業数	割合	障害者数	実雇用率
平成2年	327	53,350	881	1.65	179	54.7	203,634	1.32
3年	335	53,952	894	1.66	188	56.1	214,814	1.32
4年	344	55,207	933	1.69	199	57.8	229,627	1.36
5年	346	54,905	955	1.74	203	58.7	240,985	1.41
6年	339	54,909	984	1.79	212	62.5	245,348	1.44
7年	332	55,303	980	1.77	207	62.3	247,077	1.45
8年	323	54,594	953	1.75	192	59.4	247,982	1.47
9年	311	53,921	952	1.77	188	60.5	250,030	1.47
10年	304	53,781	966	1.80	188	61.8	251,443	1.48
11年	357	55,557	1,002	1.80	191	53.5	254,562	1.49
12年	355	54,970	976	1.78	197	55.5	252,836	1.49
13年	340	53,231	933	1.75	187	55.0	252,870	1.49
14年	324	49,141	816	1.66	178	54.9	246,284	1.47
15年	324	49,443	772	1.56	163	50.3	247,093	1.48
16年	333	51,027	870	1.70	178	53.5	257,939	1.46
17年	345	52,488	898	1.71	189	54.8	269,066	1.49
18年	333	51,201	905.0	1.77	188	56.5	283,750.5	1.52
19年	347	51,535	918.5	1.78	201	57.9	302,716.0	1.55
20年	349	52,922	941.0	1.78	211	60.5	325,603.0	1.59
21年	349	52,078	927.5	1.78	206	59.0	332,811.5	1.63
22年	329	50,091	919.0	1.83	196	59.6	342,973.5	1.68
23年	362	55,320.5	985.5	1.78	204	56.4	366,199.0	1.65
24年	362	54,810.0	984.5	1.8	205	56.6	382,363.5	1.69
対前年	±0	510.5	1	0.02	1	0.2	16,164.5	0.04



注1：雇用義務のある企業（56人以上規模の企業）についての集計である。

2：「障害者の数」とは、次に掲げる者の合計数である。

平成17年度まで
 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）
 知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）
 重度身体障害者である短時間労働者
 重度知的障害者である短時間労働者

平成23年度以降

身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）
 知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）
 重度身体障害者である短時間労働者
 重度知的障害者である短時間労働者
 精神障害者
 身体障害者である短時間労働者
 （身体障害者である短時間労働者は0.5人でカウント）
 知的障害者である短時間労働者
 （知的障害者である短時間労働者は0.5人でカウント）
 精神障害者である短時間労働者
 （精神障害者である短時間労働者は0.5人でカウント）

平成18年度以降
 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）
 知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）
 重度身体障害者である短時間労働者
 重度知的障害者である短時間労働者
 精神障害者
 精神障害者である短時間労働者
 （精神障害者である短時間労働者は0.5人でカウント）

平成25年4月1日から 障害者の法定雇用率が引き上げになります

すべての事業主は、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります（障害者雇用率制度）。この法定雇用率が、平成25年4月1日から以下のように変わります。
事業主の皆さまは、ご注意ください。よろしくお願いいたします。

事業主区分	法定雇用率	
	現行	平成25年4月1日以降
民間企業	1.8% ⇒	2.0%
国、地方公共団体等	2.1% ⇒	2.3%
都道府県等の教育委員会	2.0% ⇒	2.2%

障害者雇用率制度とは・・・

「障害者の雇用の促進等に関する法律」では、事業主に対して、その雇用する労働者に占める身体障害者・知的障害者の割合が一定率（法定雇用率）以上になるよう義務づけています（精神障害者については雇用義務はありませんが、雇用した場合は身体障害者・知的障害者を雇用したものとみなされます）。

この法律では、法定雇用率は「労働者*の総数に占める身体障害者・知的障害者である労働者*の総数の割合」を基準として設定し、少なくとも5年ごとに、この割合の推移を考慮して政令で定めるとしています。今回の法定雇用率の変更は、同法の規定に基づくものです。

※失業中の人も含みます。

ご注意! 従業員50人以上56人未満の事業主のみなさまは特にご注意ください。

今回の法定雇用率の変更に伴い、障害者を雇用しなければならない事業主の範囲が、従業員56人以上から**50人以上**に変わります。

また、その事業主には、以下の義務があります。

- ◆ 毎年6月1日時点の障害者雇用状況をハローワークに報告しなければなりません
- ◆ 障害者雇用推進者*を選任するよう努めなければなりません

※障害者雇用推進者の業務

- ・ 障害者の雇用の促進と継続を図るために必要な施設・設備の設置や整備
- ・ 障害者雇用状況の報告
- ・ 障害者を解雇した場合のハローワークへの届け出 など



Q1. なぜ障害者雇用を進める必要があるのでしょうか？

A1. 障害者雇用を進めていく根底には、「共生社会」実現の理念があります。障害者がごく普通に地域で暮らし、地域の一員として共に生活できる社会を実現するためには、職業による自立を進めることが重要です。

なお、障害者雇用率制度に基づく雇用義務を履行しない事業主は、法律に基づき、雇入れ計画作成命令などの行政指導を受けるとともに、その後も改善が見られない場合、企業名が公表されます。

Q2. 障害者はどのような仕事に向いているのでしょうか？

A2. 「障害者に向いている仕事」「向いていない仕事」というものはなく、一人ひとりの障害状況やスキルの習得状況、本人の希望・意欲に応じて、事務、販売、製造からシステムエンジニアなどの専門職までさまざまな職種で雇用されています。

(参考)障害者雇用事例リファレンスサービス <http://www.ref.jeed.or.jp/>

Q3. 障害者雇用納付金の取り扱いはどうなるのでしょうか？

A3. 障害者雇用納付金制度※においても、平成25年4月1日から新しい法定雇用率が適用されます。従って、平成26年4月1日から同年5月15日までの間に申告していただく分（平成25年4月から平成26年3月までの申告対象期間）から新しい法定雇用率で算定していただくこととなります。

※ 障害者雇用納付金制度とは…

法定雇用率を下回っている事業主（従業員200人超）から、法定雇用障害者数に不足する人数に応じて納付金を徴収し、それを財源に法定雇用率を上回っている事業主に対して障害者雇用調整金、報奨金、各種の助成金を支給する制度です。

障害者を雇用するには、作業施設・設備の改善や職場環境の整備など、経済的負担が伴います。この納付金制度は、障害者を多く雇用している事業主の経済的負担を軽減し、事業主間の負担の公平を図りつつ、障害者雇用の水準を高めることを目的としています。

Q4. 障害者を雇用する場合に活用できる支援制度はありますか？

A4. 障害者雇用のための各種助成金や職場定着に向けた人的支援など、さまざまな支援制度をご利用いただけます。まずは事業所管轄のハローワークにご相談ください。

<利用可能な支援の例>

- 障害者雇用に関する各種相談、職業紹介 → ハローワーク
- 職場定着支援、事業主への助言 → 地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター
- 各種助成金 → ハローワーク、高齢・障害・求職者雇用支援機構

(参考)厚生労働省ホームページ

トップページ「分野別の政策」>雇用・労働 >雇用 >施策情報「障害者雇用対策」
http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/shougaishakoyou/

詳しくは、都道府県労働局、ハローワークへお問い合わせください。

